

## チェーンソーの伐木等業務に関する特別教育の補講について（お知らせ）

林業における労働災害発生状況等を踏まえ、伐木等作業における安全対策の強化をするため、労働安全衛生規則の一部が改正されました。特別教育に係る規程は、令和2年8月1日から施行されます。

現行のチェーンソー(大径木・伐木)特別教育は、令和2年7月の末日まで有効ですが、2. 5Hの補講を受講しなければ、令和2年8月1日以降、伐木作業の業務に就くことができません。補講講習を修了次第、8月1日以降も作業に従事できます。

そのため、現行の「チェーンソー(大径木・伐木)特別教育」(安衛則第36条第8号)の修了者の方を対象に、「チェーンソーによる伐木等 特別教育 (2. 5H補講)」を下記の要項でご案内します。

### 記

1. 講習名 「チェーンソーによる伐木等 特別教育 (2. 5H補講)」

2. お申込方法

**※ 今回の補講は、お申し込み方法が通常とは異なります。ご確認ください。**

- チェーンソー補講(2. 5H) 専用の申込書にて、お申し込みください。
- 証明写真は通常の申込よりも小さい3×2. 5cmのサイズが2枚必要です。  
1枚は申込書に貼付し、1枚は修了証に使用する為、必ず写真の裏面にご記名の上、ご提出ください。
- 講習は、1日に2回実施します。午前・午後の選択と、第3希望までお選び頂けます。  
(第1希望にそえない場合もございます、ご了承ください。)

原則、申込書が届き次第の先着順です。(FAX仮受付可)

各回の定員は20名と限りがある為、余裕を持ったお申し込みをお願い致します。

3. 開催日時

2020年 1月	11日(土) ・ 18日(土)
2月	11日(火:祝) ・ 29日(土)
3月	7日(土) ・ 29日(日)

講習は、午前と午後の1日2回行います

午前＝ 9:30～12:10 (9:20までに受付)

午後＝13:20～16:00 (13:10までに受付)

【 ※受付時間厳守 】

4. 料金・資格等

**受講料** 3,500円／1名(税込)

**受講資格** (①・②いずれかの該当)

- ① 当センターでチェーンソー特別教育を修了された方。
- ② 登録教習機関でチェーンソー特別教育(大径木)を修了された方は修了証発行元、または事業主による証明が提出できる方。

(注)

当センターで開催する上記の2. 5H補講では、事業主による教育実施記録(社内教育)や修了証は受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

**講習会場 ・ お問い合わせ先**

山口県管工事協同組合連合会 建機教習センター

〒759-0134

山口県宇部市大字善和 203-118

TEL: 0836-62-1192

http://www.kenkyou.jp

FAX: 0836-62-0753